

「日本的経営」の見直しと格差・貧困の諸相

福島 利夫

I 「日本的経営」の見直し

社会問題としての、今日の格差・貧困を考察するにあたっての出発点は、日本型生活様式を中心に強固に存続してきた、総体としての労務管理方式である、いわゆる「日本的経営」の見直しである。「日本的経営」は、終身雇用制、年功賃金制、企業別労働組合の三つが大きな特徴であり、安定的な労使関係の下で、今や死語となりつつある「企業一家」という表現にも見られるように、擬似的な共同体としても位置づけられてきた。それは、大企業の男性・正社員モデルを中心にした、失業や転職が基本的に存在しない閉鎖的な労働市場である。

教育システムもこの雇用システムに連動していた。新規学卒一括採用で、定年まで「大過なく」勤め上げることが、人生の理想的なコースとして想定されてきた。そして、学校教育での専門分野とは必ずしも直接結びつくとは限らない職業選択は、入社後の企業内教育・技能修得によって補完されていた。企業内の昇進・昇格に結びつく査定の評価項目についても、「企業に対する忠誠心」という客観化しづらい視点が盛り込まれることになった。

これらの事柄すべてが、企業中心社会における「会社人間」ないし「企業戦士」を生み出してきたわけであり、「就職」ではなく、「就社」とも表現された。

もちろん、「企業に対する忠誠心」や「企業統治の正統性」を維持するためには、いろいろな制度設計が必要とされた。賃金以外にも、企業内福祉が生活保障の仕組みとしてさまざまに存在してきた。扶養家族手当、住宅手当、社宅、長期雇用を前提にした住宅ローンによる持ち家取得などが挙げられる。

しかし、日経連（日本経営者連盟）は1995年に「新時代の『日本的経営』」という方針を打ち出した。そこでは、労働者は3類型に区分されている。それらは、①長期蓄積能力活用型グループ、②高度専門能力活用型グループ、③雇用柔軟型グループであり、この中の①のグループだけが従来の長期雇用が保障される対象として考えられている。

この背景には、1980年代後半以降に進行した、グローバリゼーションのもとでの日本の大企業の本格的な多国籍企業化への進路選択がある。その結果、従来の「日本的経営」は国内でのコスト高体質として、国際競争の妨げと位置づけられる。人件費全般についても、固定経費としてではなく、変動経費として取り扱い、コスト削減の圧力がかけられる。これが、正規雇用の減少に結果する。

そして、こうした企業サイドの動きに呼応して進められてきたのが、労働者派遣法の制定と製造業への適用拡大など派遣業種の原則自由化への改訂を始めとした、労働法制全般の規制緩和という政府サイドの動きである。

ここから導きだされる社会状況とその行き着く先を総括的に表現するのが、いわゆる「構造改革」、すなわち市場万能主義にもとづく新自由主義的「構造改革」であり、それはアメリカ社会がモデルとなっている。

II 「格差社会」の出現と「貧困社会」としての実態

近年の「格差社会」論の隆盛は2005年に始まった。数々の「格差本」と呼ぶべき書籍発行、雑誌特集、新聞連載、テレビ番組と続き、それ自体が一大社会現象をなしている。

第1 OECDが近年発表した2000年の相対的貧困率<同一モデルの家計の可処分所得としての等価所得(世帯所得を世帯員数の平方根〔例えば3人世帯であれば、 $\sqrt{3}$ 〕で割った金額)が、全人口中位所得の50%未満の世帯に属している個人の比率として測定される>を見ると、主要先進国では日本15.3%(2位)、アメリカ17.0%(1位)、25カ国平均は10.2%となっている。なお、OECD社会指標の中では、「相対的貧困」は「公正指標」の一つとして位置づけられている¹⁾。

第2 2005年の厚生労働省「所得再分配調査」(3年に1回)が発表され、当初所得のジニ係数が初めて0.5を超えた。0.5とは、上位25%の世帯が全所得の75%を占める状態である。2005年の当初所得のジニ係数は0.5263(3年前の2002年は0.4983)であり、税・社会保障による再分配後のジニ係数は0.3873(2002年は0.3812)である²⁾。

第3 テレビ番組・NHKスペシャル「ワーキングプア」が2006年7月23日に放映された。ワーキングプアとは、働いているのに日本国憲法25条で保障されている最低生活費(生活保護基準)以下の暮らししかできない「働く貧困層」のことである。この番組の反響は大きく、続編「ワーキングプアⅡ」(2006年12月10日)・「ワーキングプアⅢ」(2007年12月16日)も放映された。

第4 北九州市の生活保護行政による犠牲者として、2005年から連続した餓死者・自殺者が発生した。特に、2006年の餓死事件発覚後、大きな社会問題として取り上げられるようになった。2006年10月下旬には「北九州市生活保護問題全国調査団」が結成されて、現地で相談活動を行い、全市7区の福祉事務所での生活保護同行申請を一斉に行った。北九州市は、厚生労働省の「モデル福祉事務所」とされてきた。生活保護の「申請」を受け付けず、たんに「相談」として処理して窓口(水際)で食い止める「水際作戦」だけではなく、保護の利用開始直後か

ら厳しい「就労指導」を行って「辞退届」を書かせるという新しい手法である「硫黄島作戦」（いったん敵を上陸させておいてから、個別に撃破する）が「ヤミの北九州方式」として実行されてきた³⁾。

第5 2008年の世界恐慌下での、突然の大量「派遣切り」への社会的対処としての新しい社会運動が注目された。それは、2008年末からの「年越し派遣村」（霞ヶ関・官庁街の厚生労働省前の日比谷公園で）の実現である。その内容は、村民505人、ボランティア1674人、生活保護申請280人であり、村民に対する調査では、「昨日、どこで寝ていたか」に対して、「野宿」57.9%、「無回答」30.2%、「賃貸」7.3%、「寮」2.8%、「持ち家」1.7%という回答であった⁴⁾。

Ⅲ 「格差社会」論から「貧困社会」論へ

1. 「格差社会」とは何か

「格差社会」論については、橋木俊詔『日本の経済格差』（岩波新書、1998年）が先駆けである。そこでは、1980年代後半から90年代前半の所得分配の状況について、日本は「先進諸国の中でも最高の不平等度」と結論づけている。

しかし、現在問題となっている「格差社会」は、主として90年代後半以降が対象である。

そして、そもそも「格差社会」で何が問題となっているのかということから検討を始めなければならない。「格差社会」という表現も不十分であり、正確には「格差拡大社会」あるいは「不平等拡大社会」として取り上げる必要がある。「格差」一般ということだけでは、「格差」があるのは以前からであるとか、「格差」があつて何が悪いという批判に十分に答えきれないからである。

その上で、「格差の拡大」には3つの意味がある。それは、①所得や資産に見られる経済的な生活格差の広がり、②格差の広がりの顕在化、日常意識としての普遍化・共有化、③雇用格差、教育格差、健康格差、結婚格差、希望格差など、格差拡大の領域の広がりである。

さらに、「格差」という概念自体についても、いっそうの検討が求められる。ここで問題になっている「格差」は、所得の大小や高低といった、単に「量的な格差」にとどまるのではなく、「質的な格差」として構造的・制度的にとらえられる必要がある。つまり、その違いが異なる「階層」として固定化され、分断化されていることに注目することである。ここからは、「格差社会」ないし「格差拡大社会」は、「階層社会」あるいは「階層化社会」としての様相が明らかになる。

しかし、実はこれでもまだ十分とは言えない。互いに異なる階層としてのA階層とB階層がバラバラで無関係に存在しているという、単なる「差異としての格差」ではなく、A階層とB

階層が相互に依存しつつ対立しているという、「対立としての格差」としてとらえなおすことが重要である。つまり、経済的地位の違いに基づく対立する「階層」は、正確には「階級」として定義づけられる。「階級」や「階級対立」の視点により、「格差社会」は「階級社会」としてとらえなおすことが可能となる。

特に、労働生活に直接かかわる事柄である、最低賃金制、労働時間規制、解雇規制、パート労働や派遣労働などの非正規雇用に対する規制、正社員化や均等待遇等の制度的整備は、「階級対立」論を基礎にした「人権」論、すなわち資本の支配に対する「労働者（階級）の権利」の視点からとらえることによって、初めて問題の所在がはっきりする。

このような視点によって、労働基準法第1条が「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」と謳っていることの意味も明確になる。これは、ILOが1999年の総会で提起したディーセントワーク⁵⁾（まともな労働、誇りある労働）に通じる内容である。

2. 「格差社会」論から「貧困社会」論へ

以上のように、「格差社会」という表層の深部には、「階層社会」、さらに「階級社会」という深層が潜んでいる。原理的に見れば、資本主義社会における最も基本的な構図である、「資本」対「賃労働」という対立する階級関係の中で、一方における「富の蓄積」と他方における「貧困の蓄積」という対立物としての「質的格差」が進行している。

そして、現在、後者の「貧困の蓄積」が大きな社会問題となっている。つまり、「格差社会」論は「階級社会」論を媒介することによって、「貧困社会」論へと転化する。

また、雇用についても、根本的な不安定性が存在する。「雇用主」（「資本」）対「被雇用者」（「賃労働」）という、対等ではない階級関係の下では、「安定した雇用」というのも一種の形容矛盾である⁶⁾。

大量の、強権的な突然の「派遣切り」により、同時に寮などの住居も失わせ、年末の寒風の中に文字通り路頭に迷わせる事態を招いて平然としているという、原始的で野蛮な資本主義としての性格は、日本の企業社会のあり方の問題にも気付かせることとなった。資本家階級の代表者である経団連会長（御手洗富士夫・キャノン会長）も、その言動は強者である「資本」の人格化した存在として、つまり「階級社会」のシンボルとして非常にわかりやすくなっている。

IV 格差・貧困の諸相

ここでは、基本的な指標を中心にして、格差・貧困の諸相を見ていくことにする。

第1 経済成長率

GDP（実質）の前年比は、高度経済成長期が終結した直後のマイナス成長率1974年-1.2%（73年は8.0%）以来、98年-2.0%（97年は1.6%）が初めてのマイナスであり、99年-0.1%と続いて2年間連続である。そして、2008年は-0.7%（07年は2.3%）となっている。

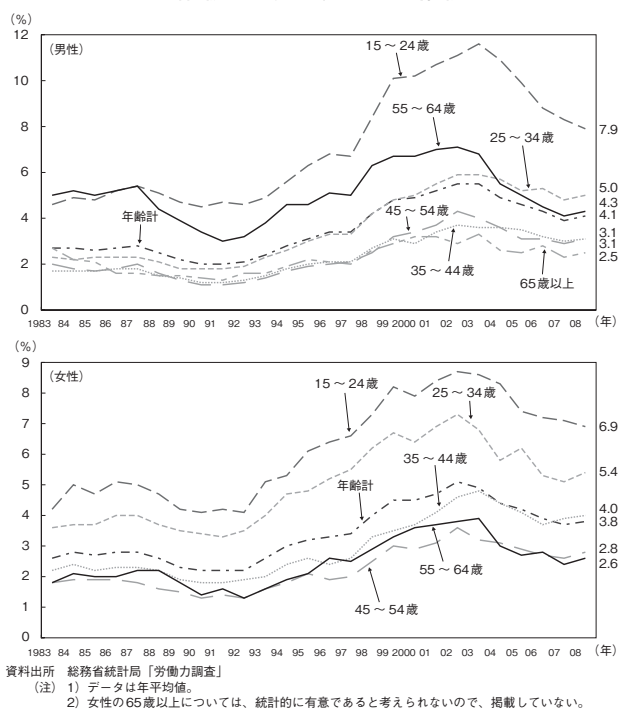
第2 失業者

完全失業者は、1955年の105万人（完全失業率2.5%）以来、長らく100万人未満を続けてきたが、75年に100万人（1.9%）となった。前年（74年）の73万人（1.4%）からの変化である。次に、95年に210万人（3.2%）となった。前年（94年）は192万人（2.9%）である。

そして、99年には317万人（4.7%）となった。前年（98年）は279万人（4.1%）である。それ以降は2004年まで300万人台が続き、05年からは300万人未満となっている。100万人台から200万人台となるのには20年かかったが、次の200万人台から300万人台となるのはたった4年というスピードである。

有効求人倍率も75年に0.61（74年は1.20）となってから、バブル経済の一時期（88年—92年）を除いてずっと1.00未満である。近年では、2006年には1.06、07年1.04、08年0.88となっている。

図1 性別年齢階級別・完全失業率の推移



出所：厚生労働省編『労働経済白書』2009年版

図1で、性別年齢階級別・完全失業率の推移を見ると、男女ともに15～24歳が最も高い。2008年では、全体平均4.0%（265万人）だが、15～24歳では男7.9%、女6.9%である。

第3 非正規雇用

表1に示されるように、5年ごとの変化では、95年以降は雇用増加数全体が低下する中で、正規雇用が減少し、非正規雇用が増加している。2000年から05年にかけての数値によれば、正規の男性の減少数と非正規の女性の増加数が等しいのが印象的である。

表1 5年前と比べた役員を除く被雇用者（非農林業）の増減の内訳（正・非正規別）

（単位 万人）

年	役員を除く被雇用者 （非農林業）	正規の職員・ 従業員（女性）	正規の職員・ 従業員（男性）	非正規の職員・ 従業員（女性）	非正規の職員・ 従業員（男性）
1985→ 90	371	54	91	174	51
90→ 95	408	108	181	99	19
95→2000	118	-80	-71	185	83
2000→ 05	107	-60	-193	193	167

出所：厚生労働省編『労働経済白書』2006年版、参考資料46ページより加工。

注1：原資料は総務省統計局「労働力調査特別調査」、「労働力調査（詳細結果）」

注2：1985年—2000年までは2月調査の数値で、2005年は1—3月の数値である。

表2 雇用形態別・被雇用者数の推移

（単位 万人、%）

年・期	役員を 除く 雇用者	正規の職員・ 従業員	パート・派遣・契約社員等				
			パート・ アルバイト	労働者派遣事業所の派遣社員、契約 社員・嘱託、その他	うち派遣社員		
1984	3936	3333 (84.7)	604 (15.3)	440 (11.2)	164 (4.2)	—	—
85	3999	3343 (83.6)	655 (16.4)	499 (12.5)	156 (3.9)	—	—
86	4056	3383 (83.4)	673 (16.6)	523 (12.9)	150 (3.7)	—	—
87	4048	3337 (82.4)	711 (17.6)	561 (13.9)	150 (3.7)	—	—
88	4132	3377 (81.7)	755 (18.3)	599 (14.5)	156 (3.8)	—	—
89	4269	3452 (80.9)	817 (19.1)	656 (15.4)	161 (3.8)	—	—
90	4369	3488 (79.8)	881 (20.2)	710 (16.3)	171 (3.9)	—	—
91	4536	3639 (80.2)	897 (19.8)	734 (16.2)	163 (3.6)	—	—
92	4664	3705 (79.4)	958 (20.5)	782 (16.8)	176 (3.8)	—	—
93	4743	3756 (79.2)	986 (20.8)	801 (16.9)	185 (3.9)	—	—
94	4776	3805 (79.7)	971 (20.3)	800 (16.8)	171 (3.6)	—	—
95	4780	3779 (79.1)	1001 (20.9)	825 (17.3)	176 (3.7)	—	—
96	4843	3800 (78.5)	1043 (21.5)	870 (18.0)	173 (3.6)	—	—
97	4963	3812 (76.8)	1152 (23.2)	945 (19.0)	207 (4.2)	—	—
98	4967	3794 (76.4)	1173 (23.6)	986 (19.9)	187 (3.8)	—	—
99	4913	3688 (75.1)	1225 (24.9)	1024 (20.8)	201 (4.1)	—	—
2000	4903	3630 (74.0)	1273 (26.0)	1078 (22.0)	194 (4.0)	33 (0.7)	
01	4999	3640 (72.8)	1360 (27.2)	1152 (23.0)	208 (4.2)	45 (0.9)	
02	4891	3486 (71.3)	1406 (28.7)	1023 (20.9)	383 (7.8)	39 (0.8)	
03	4941	3444 (69.7)	1496 (30.3)	1092 (22.1)	404 (8.2)	46 (0.9)	
04	4934	3380 (68.5)	1555 (31.5)	1106 (22.4)	449 (9.1)	62 (1.3)	
05	4923	3333 (67.7)	1591 (32.3)	1095 (22.2)	496 (10.1)	95 (1.9)	
06	5002	3340 (66.8)	1663 (33.2)	1121 (22.4)	542 (10.8)	121 (2.4)	
07	5120	3393 (66.3)	1726 (33.7)	1165 (22.8)	561 (11.0)	121 (2.4)	
08	5108	3371 (66.0)	1737 (34.0)	1143 (22.4)	594 (11.6)	145 (2.8)	

資料出所 総務省統計局「労働力調査特別調査」（2月調査）（1984年～2001年）、「労働力調査（詳細集計）」（1～3月平均）（2002年～2007年）

（注）1）（ ）内は役員を除く雇用者数に対する割合である。

2）2002年に「パート・アルバイト」の数が減少し、「労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員・嘱託、その他」が大きく増加している理由として、「労働力調査（詳細結果）」の調査票の選択肢が2001年以前の「労働力調査特別調査」の調査票の選択肢と異なることが影響している可能性がある。

出所：厚生労働省編『労働経済白書』2009年版

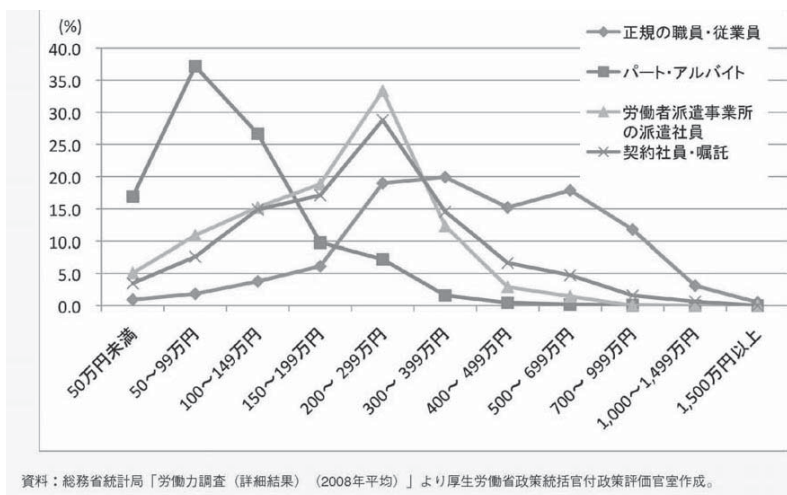
なお、2005年平均の数字で、(役員400万人を除く)正規雇用の就業者は3374万人であり、非正規雇用では1633万人である。両者の比は67.4%対32.6%となる。また、非正規雇用の詳しい区分は、表2でわかるが、製造業にも派遣先が解禁となった2004年以降、派遣社員が急増している。

さらに、今後は、正規雇用のなかの中心的正社員(定期昇給と賞与がある)と周辺の正社員(「名ばかり正社員」、非正規雇用のなかの直接雇用と間接雇用(常用型と登録型)などを区分しての分析が必要となっている。

第4 賃金

平均月間現金給与総額(事業所規模30人以上)の伸び率は1998年の-1.4%以降、マイナスが続いてきた。そして、2005年にようやく1.0%とプラスとなり、06年1.0%、07年-0.3%、08年0.5%、09年(1-3月)-4.1%という状況である。

図2 就業形態別・年収分布



出所：厚生労働省編『厚生労働白書』2009年版

図2の2008年の就業形態別年収分布で、最頻値をみると、正規の職員・従業員300～399万円、パート・アルバイト50～99万円、派遣社員200～299万円、契約社員・嘱託200～299万円となっている。

なお、「就業構造基本調査」2007年では、主な雇用形態の所得分布は表3のようになっている。比率の多い箇所は、ゴシックで強調しておいた。

その上で、なぜワーキングプアが社会問題として浮上してきたかを見てみよう。

a 人件費の位置づけの変化

終身雇用制と年功賃金制という「日本的経営」の見直しによって、人件費を「固定費」から「変動費」にし、雇用を不安定化していく。

b 間接雇用の拡大

派遣労働の導入と拡大である。それも、一時的、臨時的ではなく、正規雇用と入れ替える常用代替として導入された。しかも、均等待遇（同一労働同一賃金）ではないから、低賃金である。

表3 主な雇用形態の所得分布

正規の職員・従業員総数	34,324.2 千人		女での割合	男での割合
100 万円未満	616.5	1.8%	4.5%	0.6%
100～199 万円	2,949.9	8.6%	18.0%	4.4%
200～299 万円	7,266.9	21.2%	31.3%	16.7%
300～399 万円	6,495.1	18.9%	19.4%	18.7%
400～499 万円	5,080.2	14.8%	10.9%	16.5%
500～699 万円	6,147.9	17.9%	9.9%	21.5%
700～999 万円	4,161.7	12.1%	4.4%	15.6%
パート総数	8,855.0 千人		女での割合	男での割合
100 万円未満	4,522.5	51.1%	53.5%	29.9%
100～199 万円	3,641.0	41.1%	40.2%	49.4%
200～299 万円	537.4	6.1%	4.9%	16.0%
アルバイト総数	4,080.0 千人		女での割合	男での割合
100 万円未満	2,352.9	57.7%	66.4%	49.1%
100～199 万円	1,226.4	30.1%	26.2%	33.9%
200～299 万円	372.6	9.1%	5.5%	12.7%

c 非正規労働者の性格の変化

図3で見られるように、自立して生計を営む型が増大してきた。つまり、伝統的な出稼ぎ型や家計補助型（主婦パートや学生アルバイト）ではない型である。従来は、最低賃金制や同一労働同一賃金に対する切実性が大きな問題とはならなかったが、今やそうではなくなっている。

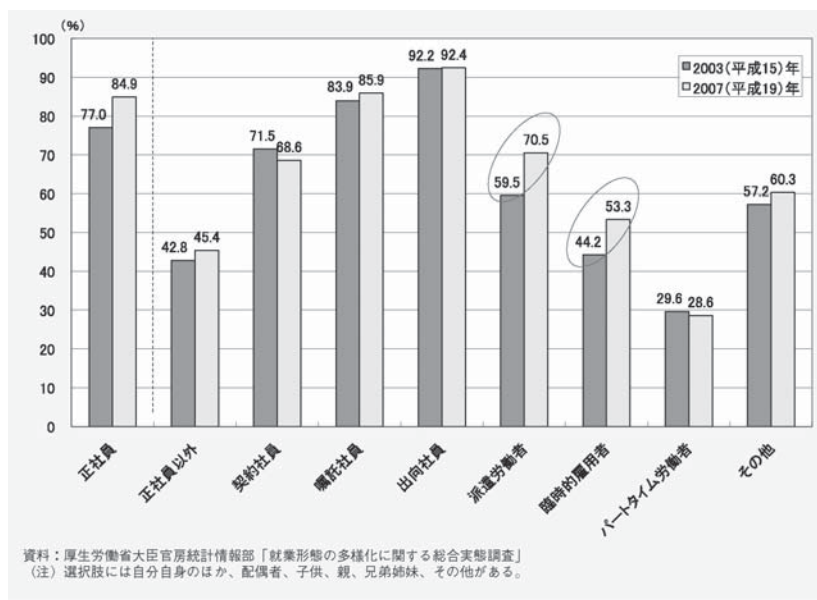
d 過剰な「自己責任論」

年末の「派遣切り」と住居からの追い出しは、企業の社会的責任、政府の社会的責任が問われた。しかし、ここでも「自己責任論」は後を絶たない。

たとえば、厚生労働省の労働政策審議会・労働条件分科会の使用者委員で、人材派遣会社ザ・アール社長である奥谷禮子は次のように述べている⁸⁾。

「派遣村でインタビューを受けていた男性の一人は手持ち金が三〇〇円しかない、と答えていた。派遣でいつ期限が切れるか分かっていて、なぜ自分の安全保障のために少しずつでも貯金をしておかなかったのか。あまりにも企業性善説に立ってすぎたのではないか。また自己防衛は、ある程度は自分でしか出来ないと思う。」

図3 就業形態別、自分自身の収入で生活をまかなう労働者の割合



出所：厚生労働省編『厚生労働白書』2009年版

もっとも、彼女はすでに、これ以前の『週刊東洋経済』2007年1月13日号のインタビューでの以下の発言が有名である⁹⁾。

「経営者は、過労死するまで働けなんて言いませんからね。過労死を含めて、これは自己管理…。祝日もいっさいなくすべきです。労働基準監督署も不要です。」

このような「自己責任論」に対抗する一つの方法は学校教育のあり方である。

職業教育・キャリア教育としても、技能養成やコミュニケーション能力形成だけでなく、労

働者の権利教育や消費者の権利教育が求められる。労働契約、労働組合、さらに借地借家法（寮からの退去）等の知識、総じて、貧困ビジネスに対処する権利教育が欠けている。つまり、働く側が仕事の世界からの要請に＜適応＞するための手段だけではなく、働かせる側の圧倒的に大きな力に対して働く側がただ翻弄されるのではなく法律や交渉などの適切な手段を通じて＜抵抗＞するための手段が不可欠であるということである⁷⁾。

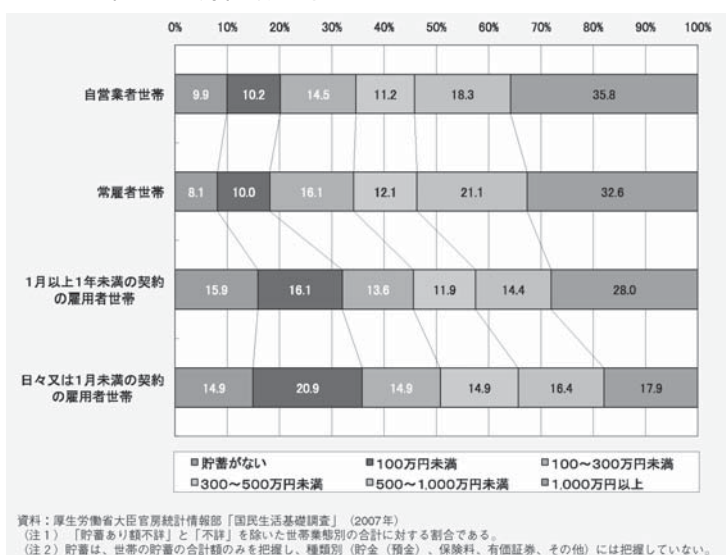
第5 貯蓄率

内閣府「国民経済計算」によれば、1973年から78年にかけての家計貯蓄率（可処分所得に占める貯蓄の比率）は20%台である。しかし、2000年の8.7%以降は一桁であり、07年には3.3%となっている。

また、厚生労働省「国民生活基礎調査」によれば2004年の「貯蓄がない」世帯は9.4%であった。この調査は大規模調査（3年周期）の「貯蓄票」による（調査客体36,567、回収25,621、集計25,091）ものである。そして、2007年「国民生活基礎調査」では、10.2%である。

最近、この9.4%とは異なる数値が「貯蓄残高ゼロ世帯23.8%」としてよく利用されていることについて取り上げておきたい。それは、日本銀行情報サービス局内に事務局を置いている金融広報中央委員会の「家計の金融資産に関する世論調査」2005年によるものである。この調査の実施および結果の集計は、株式会社・流通情報センターに委託されている。標本世帯数10,080、回収世帯数3,261（回収率32.3%）であって、その中で「貯蓄を保有していない」世

図4 世帯業態別貯蓄額の割合



出所：厚生労働省編『厚生労働白書』2009年版

帯が 23.8%（実数 776）である。また、同じく 04 年の数値は 22.9%である。世論調査という性格と標本数、回収率の少なから考えて、この数値を利用するのは適切ではない。

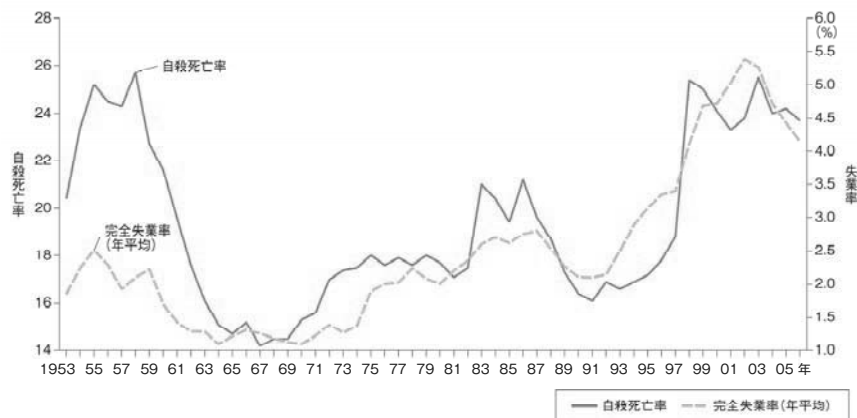
なお、図 4 の 2007 年の「国民生活基礎調査」によれば、「日々又は 1 月未満の契約の雇用者世帯」では、「貯蓄がない」は 14.9%となっている。

第 6 自殺者

自殺者数の長期的推移は、厚生労働省「人口動態統計」によれば、1947 年—53 年は 1 万人台、54 年—60 年は 2 万人台、61 年—76 年は 1 万人台、そして 77 年以降は 91 年（19,875 人）を除いて 2 万人台が続いてきた。ところが、98 年に 31,755 人となった。前年の 97 年 23,494 人からの急増である。それ以降、約 3 万人の自殺者数が続いている。同様に、警察庁「自殺の概要資料」によれば、1978 年からずっと 2 万人台で続いてきたのが、98 年に 32,863 人となった。前年の 97 年 24,391 人からの急増である。それ以降、3 万人台の数値である。

以上の数値は、すべて初めて作成された内閣府編『自殺対策白書』2007 年版によるものである。図 5 で見るように、同『白書』では自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）と完全失業率の推移（1953 年—2006 年）を表す 2 本の折れ線がグラフ上で似かよった動きになっていることを示すとともに、1965 年からの両者の相関係数 0.910551 を表示している。そして、自殺の原因・動機について、従来は「健康問題」が最も多かったが、98 年の急増では「経済・生活問題」、「勤務問題」の増加率が高いと指摘している。また、男女ともすべての年齢階級で自殺者数が増加しているが、45 歳—64 歳までの中高年男性の自殺者数の増加がその大半を占めていると特徴づけしている。

図 5 自殺死亡率と完全失業率の推移



注意：47年までは沖縄を含まない。
R (相関係数)=0.910551 (昭和40年から)

資料：厚生労働省「人口動態統計」及び総務省「労働力調査」

出所：内閣府編『自殺対策白書』2007年版

第7 犯罪

a ひったくりと強盗の犯罪率と完全失業率の相関。

まず、警察庁による、ひったくりの認知件数は以下のようになっている。

02年のピーク時 5万2919件・10万人当たり41.5

08年 1万9145件 15.0

そして、09年2月頃から増え始め、1～5月の件数は08年同期比14.2%増の8631件である。

次に、強盗の認知件数は以下のようになっている。03年のピーク時7664件・6.0、08年4278件・3.4であり、08年11月頃から増え始め、09年1～5月の件数は08年同期比14.0%増の1952件である。

これらに対して、完全失業率は以下のようになっている。02年5.4%、08年4.0%である。

全体として、犯罪の大半が減少する中、この二つは増えている。

b 無差別殺傷事件

表4は、2009年7月5日、大阪市内のパチンコ店放火・殺人容疑者逮捕の記事(4人死亡、19人重軽傷)の付表である。この事件の容疑者は、41歳・男、職業不詳、ワンルームマンション居住であり、「仕事もお金もなく人生に嫌気が差し、誰でもいいから人を殺したいと思ってやった」とのことである。

表4の中で、社会的な衝撃が最も大きかったのは、派遣業務から解雇されると考えて自暴自棄に走った秋葉原の事件であり、加害者の孤立状態と孤立感も大きな問題と指摘されている¹⁰⁾。

c 刑務所は第4の「セーフティネット」か?&!

現在の日本では、国民が生活をしていくための雇用ネット、社会保険ネット、公的扶助(生

図6 毎日新聞2009年7月4日付

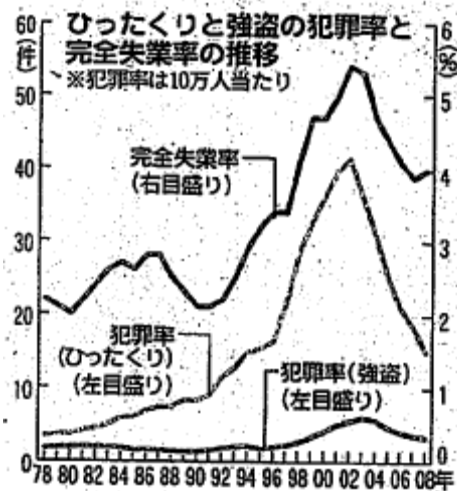


表4 最近の主な無差別殺傷事件

日本経済新聞2009年7月7日付

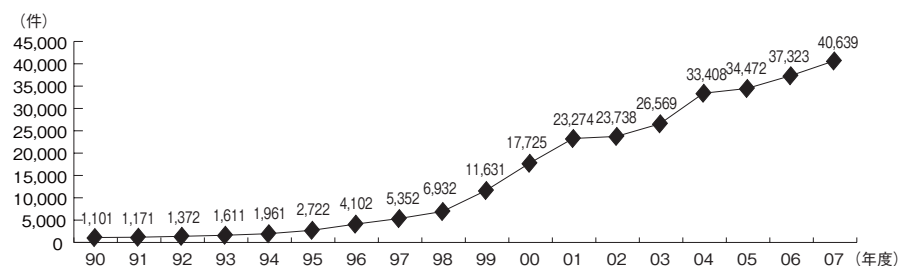
08年 3月23日	茨城県土浦市のJR荒川沖駅で男女8人が男に包丁で刺され、1人死亡、7人けが
25日	JR岡山駅で、少年に線路に突き落とされた男性が死亡
6月8日	東京・秋葉原の交差点に男がトラックで突入。ダガーナイフで刺すなどして7人を殺害、10人が重軽傷
7月22日	東京都八王子市の京王八王子駅ビル内の書店で男が包丁で刺すなどしてアルバイト店員の女性が死亡。客の女性も切られ負傷
10月1日	大阪市浪速区の個室ビデオ店で男が放火、客16人が死亡

活保護) ネットといった三つのセーフティネットが機能不全のため、意識的に犯罪(微罪)を起こして刑務所生活を送ろうとする人も増えている。ここでは、司法ネットが福祉の「最後の砦」化してしまっているわけであり、その中には高齢刑法犯の増加・再犯も含まれている¹¹⁾。

一例としては、53歳のホームレスの男性のケースであるが、150円の「賽銭泥棒」を行い、懲役10カ月だが再犯・執行猶予取り消しで3年弱の服役となっている¹²⁾。

第8 児童虐待

図7 児童相談所における虐待相談対応件数の推移



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」

出所：厚生労働省編『厚生労働白書』2009年版

図7の児童相談所の虐待相談対応件数で見ると、1990年度の1,101件から次第に増加し、99年度には11,631件となり、それ以降急増し、2007年度は40,639件に至っている。

「格差社会」論が「貧困社会」論へと深化するとともに、その一環として「子どもの貧困」も2008年あたりから大きく取り上げられるようになってきた。そして、この「子どもの貧困」の中の大きな問題として児童虐待があり、そこには性的虐待や死亡事件も含まれる。こうした児童虐待の背景には、家庭の「経済的困難」が大きく関わっていることが指摘されている¹³⁾。

第9 就学援助

就学援助について、公立小中学校児童・生徒を対象とした文部科学省の調査(2004年度)が06年6月に発表され、いっせいに新聞報道(6月17日)されている。それによると、就学援助受給者は全国で約133万7000人に上り、2000年度の約98万1000人より約36%増加している。その内訳は、生活保護世帯の子どもが約13万1000人、区市町村教育委員会が生活保護世帯に準ずると認定した子どもが約120万6000人である。

これは、学校教育法で「経済的理由により就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」と規定されていることによるものである。上記の「保護者」は、正確には、生活保護世帯では「要保護者」、生活保護世帯に準ずる世帯では「準要保護者」となっている。そして、「要保護者」に対する経費は国が補助を行って

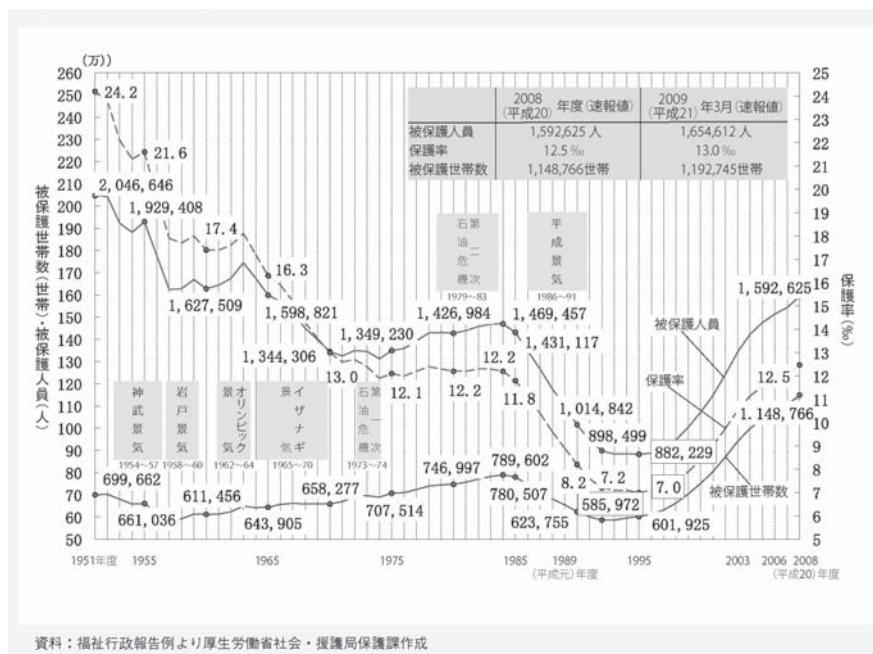
いるが、「準要保護者」については 05 年度から国の補助を廃止している。なお、「要保護者」の補助対象品目は、学用品・体育実技用具費・新入学児童生徒学用品等・通学用品費・通学費・修学旅行費・郊外活動費・医療費・学校給食費である。

受給率の全国平均は 12.8% であるが、都道府県別では大阪府が 27.9% と最も高く、次いで東京都の 24.8% である。さらに、区市町村では最高であった足立区の数値は以下のようになっている¹⁴⁾。小学校・対象児童数 13,821 人（在籍数 32,846 人）・受給率 42.0% と中学校・対象生徒数 6,040 人（在籍数 13,932 人）・受給率 43.3% であり、小中学校合計では対象者数 19,861 人（在籍数 46,778 人）・受給率 42.4% である。なお、06 年度の受給率は合計で 41.0% である。

また、東京都 23 区での受給率（05 年度）は 1 位の足立区が小学校 41.3%・中学校 44.0%、2 位の板橋区が小学校 35.9%・中学校 40.3% であるが、この板橋区における「準要保護者世帯」の認定基準額は前年度の総所得額が「生活保護基準額×1.26」以内の場合と定められている¹⁵⁾。いずれにせよ、これらの児童生徒の現在と将来の生活設計のために、教育の機会均等が保障されねばならないし、さらに児童生徒の背景には彼らの父母の生活の貧困増大が存在している。

第 10 生活保護：

図 8 被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移



出所：厚生労働省編『厚生労働白書』2009年版

生活保護については、2005年度に被保護世帯数が100万を超えるまでに増大したことが注目されたが、まず世帯数の推移を見てみよう。図8では、下のほうの折れ線グラフで被保護世帯数の推移が示されている。実際の数値では、1952年度702,450世帯からは下落してゆき、57年度579,037世帯が底辺である。そこから、ゆるやかな上昇を続け、75年度には707,514世帯となって52年度の数値を上回り、さらに84年度789,602世帯まで上昇する。そこから、下落してゆき、92年度585,972世帯が底辺である。次に、再び上昇し始め、2001年度には805,169世帯となって84年度の数値を上回り、現在に至っている。08年度は1,148,766世帯である。

次に、被保護人員の推移を見よう。同じく、図8では、上のほうの折れ線グラフで示されている。実際の数値では、1951年度2,046,646人からは下落してゆき、57年度1,623,744人が底辺である。そこから63年度1,744,639万人までの上昇と74年度1,312,339人までの下落を経て、さらに84年度1,469,457人までの上昇と95年度882,229人までの下落となり、それ以降、現在まで上昇が続いている。08年度は1,592,625人である。

被保護世帯数と被保護人員の推移は、大まかには連動しているが、ぴったりと重なり合っているわけでもない。これは、一般的な世帯の人員規模の縮小の進行を考慮しなければならない。世帯数の推移だけを見ていると、2001年度以降、戦後最高水準を毎年更新しているように受け取られかねない。しかし、人員の推移を見れば、05年度の数値では84年度を上回ってはいるが、それ以前と比較すれば高度経済成長期の67年度1,520,733人よりは低い数値である。

生活保護については、貧困基準のあり方と推計方法（生計費計算等）と、最低賃金、最低保障年金との関係が重要である。また、捕捉率の低さ（20%前後）という漏給の問題も大きい。近年に、老齢加算・母子加算の廃止などが行われたことも大きな問題である。

第11 税

2005年の厚生労働省「所得再分配調査」で見れば、所得再分配によるジニ係数の改善度の内訳は社会保障が24.0%、税が3.2%であって、税による再分配効果は社会保障と比較すればそれほど大きなものではない。

所得再分配は財政の重要な機能の一つとして、戦後の福祉国家では位置づけられ、そのことによって社会全体の平等化と安定化が図られてきた。しかし日本では、逆に80年代以降は所得税の累進性が弱められ、特に近年は所得税の税率構造のフラット化が進行した。超過累進税率の下での最高限界税率は70年代の75%（税率区分19段階）から2000年代の37%（税率区分4段階）と大きく変化している。ただし、07年には、所得税（国税）から個人住民税（地方税）への税源移譲に伴う税制改正で所得税の最高限界税率は40%（税率区分6段階）に変わっている。

第12 社会保障

社会保障は格差・貧困の予防と救済のために存在する制度であるが、日本では社会保障制度そのものの中に格差・貧困が組み込まれている。それは、普遍的で統一的な制度としてではなく、制度別・階層別社会保障として設計されているからである。社会保障が社会保険を中心に設計されているが、その中で国民年金と国民健康保険で保険未加入や保険料未払いが社会問題になっているのは、最初から高いリスクを抱える低所得層集団対象として国民年金・国民健康保険が位置づけられていることに根本的な原因がある。つまり、制度設計自体に無理があるわけで、これでは国民「皆」保険ではなく、「壊」保険にならざるをえない。

以下では、失業保障の問題を取り上げる。

a 雇用保険（失業保険）と「失業格差」

近年、生活保護制度の問題点がクローズアップされてきたが、それに比べると雇用保険（失業保険）制度の問題点の検討は不十分である。

1) 政府による評価

2009年版『経済財政白書』では、失業者のうちで失業給付を受けている者の割合が低下傾向にあることを認めながらも、被雇用者数に占める被保険者数の割合が70%台で推移していることから、「セーフティネットとしてある程度機能しているものと考えられる」と評価を下している。

2) 失業給付額の急減

完全失業率は1998年4.1%から急増してきたが、近年になってそれに対する給付条件の切り下げによって失業給付が急減している。一般求職者給付額は1998年に2兆円を超え、2001年まで2兆円台が続いていた。ところが、それ以降、以下のように急減した。

2002年	03年	04年	05年	06年	07年
1,997（10億円）	1,502	1,104	994	906	872

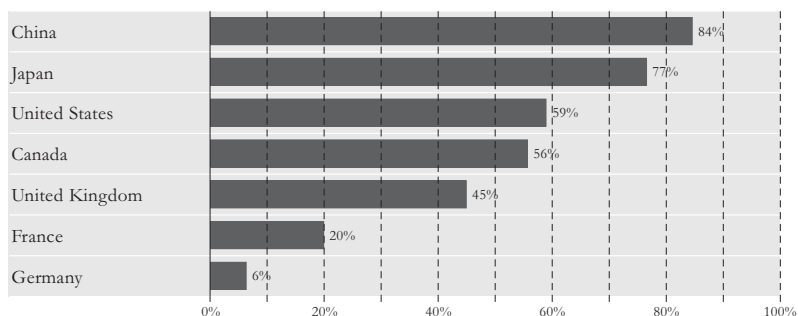
このような失業給付の急減について、その根本には失業対策の階層別格差が存在することを加瀬和俊は次のように指摘している。「中堅規模以上の企業の雇用者にとっては、希望退職扱いとなって割増退職金を受領し、かつ企業による再就職斡旋を受ける方が、希望退職の勧誘を拒否して解雇され、「特定受給資格者」として失業給付の若干の増額を受けるよりも、はるかに有利である」¹⁶⁾ ことから、彼らにとっては「社会保険の意味をほとんど喪失し」¹⁷⁾ ている。さらに、「大企業正規労働者とその労働組合にとって公的制度は頼るに値しない代物であり、その圧縮に強く反対する必要性は自覚されていない」¹⁸⁾。

3) 国際的に低い給付率

ILOが2009年3月に発表した報告書で取り上げられ、カナダ、日本、アメリカでは給付制

限が厳しいために失業者の過半数が失業給付を受けていないことが指摘されている。なお、日本では、77%が受けていないこととともに、最近の受給条件緩和についても紹介している。

図9 失業給付を受けていない失業者の割合



出所：ILO, *Share of unemployed workers NOT receiving unemployment benefits, The Financial and Economic Crisis: A Decent Work Response, 2009*

4) 雇用保険料率の引き下げ

上記の状況の下で、雇用保険の財政が改善されたとして、2007年4月に、雇用保険料率が14年ぶりに引き下げられた。本末転倒の対処である。

5) 派遣労働者は適用外

派遣労働者は、ほとんど適用外である。適用基準「1年以上の雇用見込み」を2009年の雇用保険制度の見直しで「6か月以上」に緩和しても、細切れ契約では対象とはならない。

このように、失業にも「格差」が存在しているのが日本の現状であるが、「Noと言えない労働者」¹⁹⁾、つまり「労働力の窮迫販売」を強いられる状態をなくすためには、「失業」する権利の保障が必要である。社会保険（雇用保険）だけでなく、無抛出制（税）による社会扶助（失業扶助）との組み合わせが必要である。

V 日本での生活設計の枠組の変化と生活保障の体系

1. セーフティネット論の意味

セーフティネットが強化されねばならないことは当然であるが、第1にはセーフティネットが必要となる生活上の事故が発生しないようにする予防が必要である。

さまざまな形での「雇用格差」による生活設計の不安定化が大きな問題となっている。まずは、ディーセントワークの実現としての「雇用保障」から出発することが必要である。「正規雇

用」というイスの数が減らされる中で、まずイスの数を増やす政策、つまり社会環境の改善が必要である。「イス取りゲーム」に勝ち抜く力をどうつけるかという、生存競争に適応できるかどうかの「自己責任」を問うという考え方ではない。そして、その次にセーフティネットの強化である。

2. 「企業依存」、「賃金依存」の生活保障の体系からの変化

「家族」と「会社」による生活保障機能の不安定化に見合った国家の役割の見直しが必要である。これまでの生活設計の枠組は「賃金依存」型であり、「会社依存」型、「小さな政府」型であった。そして、「賃金依存」型の生活設計であるにもかかわらず、最低賃金制は極めて不十分であり、憲法第 25 条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」が保障される水準に到達していない。

自らの賃金のみ依存し、「自己責任論」に絡め取られた生活設計ではなく、社会保障全般および教育や住宅についても、国家による保障という社会的・公共的な生活設計のあり方が今後の方向として目ざされるべきであろう。そこでは税と社会保障の制度全体の見直しが求められる。また、皆年金・皆保険制度のためにも、社会保険と社会扶助（ex.雇用保険と失業扶助）の組み合わせが必要である。

終身雇用と年功賃金制は、失業と転職を基本としないモデルである。しかし、これらの制度のゆらぎに見合った生活保障制度に転換する必要性が明らかになってきた。

従来は、賃金だけではなく、以下のように、企業福祉全般に依存する制度設計であり、「社会保障」ではなく、いわば「会社保障」であった。①職業訓練は企業内教育として行う。②公的な児童手当ではなく、企業内の扶養家族手当を給付する。③公的な家賃補助や公共住宅建設ではなく、企業内の住宅手当、社宅、終身雇用を前提にした住宅ローンによる借金人生の設計などを行う。これらが、「企業社会」や「会社人間」と呼ばれる状況を作りだしてきた。

そして、政府も社会保障などを重視することによって直接的に国民の生活を保障する「福祉国家」ではなく、会社を保障する「企業国家」として存続し、そのことによって間接的に国民の生活を保障してきた。

このような「企業国家」から、「賃金と社会保障」による「福祉国家」への転換が日本の国民生活の今後の方向である。

注

- 1) OECD 編著、高木郁朗監訳『図表でみる世界の社会問題 OECD 社会政策指標—貧困・不平等・社会的排除の国際比較』明石書店、2006 年、59-61 ページ参照。

- 2) 厚生労働省『平成 17 年 所得再分配調査報告書』2007 年および『日本経済新聞』2007 年 8 月 25 日付参照。
- 3) 藤藪貴治・尾藤廣喜『生活保護「ヤミの北九州方式」を糺す』あけび書房、2007 年、211-212 ページ参照。
- 4) 鴨 桃代「労働組合は大不況にどう立ち向かうか」『労働法律旬報』No.1699、2009 年 7 月、13 ページ参照。
- 5) 伍賀一道「雇用・失業」石畑良太郎・牧野富夫編著『よくわかる社会政策』ミネルヴァ書房、2009 年、102-103 ページ参照。
- 6) 内山哲朗「協同労働と雇用社会」『専修大学社会科学研究所月報』No.550、2009 年 4 月、6 ページ参照。
- 7) 本田由紀『教育の職業的意義』ちくま新書、2009 年、11 ページおよび 179-184 ページ参照。
- 8) 奥谷禮子「非正規労働者のセーフティネットのあり方」労働政策研究・研修機構『ビジネス・レーパー・トレンド』2009 年 4 月号<有識者アンケート>4 ページ。
- 9) 森岡孝二『貧困化するホワイトカラー』ちくま新書、2009 年、203-204 ページ参照。
- 10) 生田武志『貧困を考えよう』岩波ジュニア新書、2009 年、「あとがき——池袋から秋葉原へ」参照。
- 11) 小島 茂「社会的セーフティネットの再構築に向けて」宇都宮健児・猪股 正・湯浅 誠編『もうガマンできない！ 広がる貧困——人間らしい生活の再生を求めて』明石書店、2007 年、117-118 ページ参照。
- 12) 湯浅 誠『反貧困——「すべり台社会」からの脱出』岩波新書、2008 年、39-42 ページ参照。
- 13) 山野良一『子どもの最貧国・日本 学力・心身・社会におよぶ諸影響』光文社新書、2008 年、106-115 ページ参照。
- 14) 「数字で見る足立」（平成 19 年度版）足立区ホームページ。
- 15) 「板橋区の教育の現況と課題」板橋区教育委員会ホームページ。
- 16) 加瀬和俊「現代日本における失業対策の圧縮とその歴史的背景」政治経済学・経済史学会『歴史と経済』第 195 号、2007 年、19 ページ。
- 17) 同上、12 ページ。
- 18) 同上、18 ページ。
- 19) 湯浅 誠『どんとこい、貧困！』理論社、2009 年、126-137 ページ参照。

[付記] 本稿は、専修大学研究助成（平成 20 年度「格差社会と社会保障の統計的分析」）に基づく研究成果の一部である。

<参考文献>

1. 遠藤公嗣・川添 誠・木下武男・後藤道夫・小谷野 毅・今野晴貴・田端博邦・布川比佐史・本田由紀『労働、社会保障政策の転換を ——反貧困への提言』岩波ブックレット、2009 年 1 月
2. 日本学術会議・社会学委員会経済学委員会合同・包摂的社会政策に関する多角的検討分科会「提言 経済危機に立ち向かう包摂的社会政策のために」社会政策学会ホームページ、2009 年 6 月 25 日
3. 岩井浩・福島利夫・菊地進・藤江昌嗣編著『格差社会の統計分析』北海道大学出版会、2009 年